

# インボイス対応に関するご案内

1. TACTiCS財務23消改版
2. インボイス制度の概要
3. 80%仕入税額控除用の消費税区分を追加
4. 金額欄ファンクションキーで消費税区分を切替
5. 仕訳日付と80%仕入税額控除用の消費税区分
6. 80%仕入税額控除用の税区分の帳票印字
7. 税込入力で80%仕入税額控除用の消費税区分を使用
8. 税抜入力で80%仕入税額控除用の消費税区分を使用
9. 税外入力で80%仕入税額控除用の消費税区分を使用
10. 取引先辞書に消費税区分を登録
11. 科目・補助科目に消費税区分を登録
12. 仮払消費税と仮受消費税の計を表示
13. 「積上方式」と「割戻方式」の選択
14. 帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引
15. 免税事業者から課税事業者となったケースへの対応

# 1. TACTiCS財務23消改版

- 2023年10月開始のインボイス制度への対応は2023年9月19日にリリースしました【TACTiCS財務23消改版 Ver15.1.0】で行っております。
- 今回のバージョンアップはメジャーバージョンアップです。プログラムが追加されますので、【TACTiCS財務23 Ver15.0.\*】と【TACTiCS財務23消改版 Ver15.1.0】は同一パソコン内に共存します。デスクトップのアイコンは【TACTiCS財務23消改版】、達人Cubeの場合は【TACTiCS財務】をお選びください。
- 【TACTiCS財務23消改版 Ver15.1.0】でデータ選択して「データベースの更新」を実行すると、元のバージョンでは処理できなくなります。過去のデータを処理当時の状態で残しておきたい場合や、データをやり取りする相手が旧バージョンのプログラムを使用している場合は、該当データを本バージョンで選択しないようにしてください。

## デスクトップからの起動



## 達人Cubeからの起動



## データベースの更新

データベースの更新

会計データの更新を行います。

Ver.	説明	状況
15.1.0	機能強化および不具合修正	

1) 機能強化および不具合の修正(詳しくはHPを確認ください)

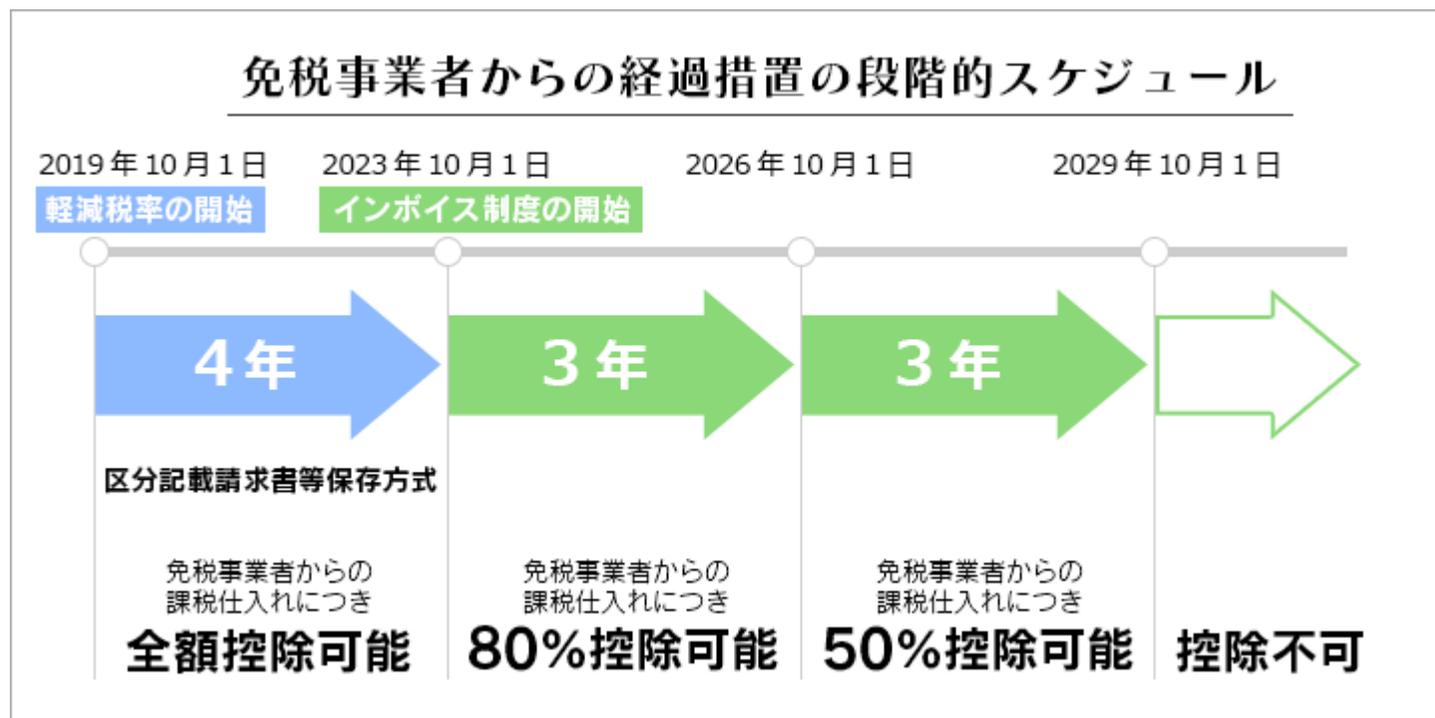
2) 次の更新に同意します。

バックアップを取得せずに、この処理を行うと元に戻すことが出来ません。  
必ずバックアップを取得後に実行することを強く推奨します。

OK キャンセル

## 2. インボイス制度の概要

インボイス制度は、適格請求書発行事業者が発行する請求書・納品書・領収書・レシートなどの証憑書類（適格請求書）を保存することを仕入税額控除の要件とする制度です。制度が開始される2023年10月1日より最初の3年間は免税事業者など適格請求書発行事業者以外からの仕入れであっても80%の仕入税額控除を可能とする経過措置（そこからさらに3年間は50%での仕入税額控除を可能とする経過措置）が設けられています。



### 3. 80%仕入税額控除用の消費税区分を追加

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入を行った場合は、新たに追加しました80%仕入税額控除用の消費税区分をご利用ください。

コード	分類	消費税区分
514	仕入	課税売上対応80課税仕入
515	仕入	共通売上対応80課税仕入
516	仕入	非課売上対応80課税仕入
564	仕入	課税売上対応80課税仕入返還
565	仕入	共通売上対応80課税仕入返還
566	仕入	非課売上対応80課税仕入返還
714	仮払	課税売上対応80課税仕入
715	仮払	共通売上対応80課税仕入
716	仮払	非課売上対応80課税仕入
764	仮払	課税売上対応80課税仕入返還
765	仮払	共通売上対応80課税仕入返還
766	仮払	非課売上対応80課税仕入返還

適格請求書発行事業者からの課税仕入は従来の消費税区分「511~513」「561~563」「711~713」「761~763」をご利用ください。

原則課税の場合は上記の消費税区分は必須です。簡易課税、2割特例の場合は〔初期設定>基本設定>消費税〕が「消費税処理区分：税込」に設定されていれば必ずしもその必要はありません。

## 4. 金額欄ファンクションキーで消費税区分を切替

金額欄にカーソルがある場合にファンクションキーに「F7：適格」「F8：区分記載」を割り当てました。消費税区分が「511」の状態では「F8：区分記載」をクリックすると税コードが「514」に切り替わり、金額欄下段に80%の消費税額がセットされます。

達人Ⅲ入力モードの場合はF6キー一つで「適格／区分記載」を切り替えます。

The screenshot shows the TACTICS 財務 2.3 software interface. The main window displays a journal entry screen with a table of transactions. The table has columns for date, debit account, credit account, amount, and tax. The current transaction is dated 23/12/31 and involves a debit to '水道光熱費' (Water and electricity) and a credit to '普通預金' (General account). The tax code is currently 511. A callout box highlights the 'F7:適格' and 'F8:区分記載' function keys at the bottom of the screen. The 'F8:区分記載' key is highlighted with a red box, indicating that it is the key used to change the tax code from 511 to 514.

日付	借方科目	貸方科目	金額	摘要
証憑	コード	コード	消費税	取引先
23/12/31	6721 水道光熱費	1317 普通預金	12,000	12月分電気料金
			込 1,090	
23/12/31	6721 水道光熱費	1317 普通預金	6,500	水道料金
			込 590	
23/12/31	6721 水道光熱費	1317 普通預金	8,000	ガス料金
			込 727	
			15,000	事務用品
23/12/31	6776 事務用品費	9999 諸口		
			込 300	ヤマダ電気

日付	借方科目	貸方科目	金額	摘要
証憑	コード	コード	消費税	取引先
12/31	4523 仕入	1018 現金	11,000,000	
			込 1,000,000	

F7:適格

F8:区分記載

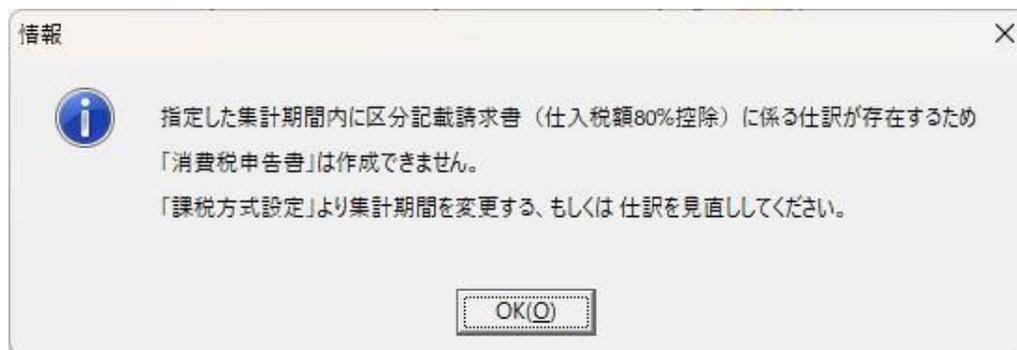
## 5. 仕訳日付と80%仕入税額控除用の消費税区分

【TACTiCS財務23消改版 Ver15.1.0】は、以下3種類の消費税申告書に対応しています。どの申告書を使用するかは〔課税方式設定>計算方式設定>集計選択〕で選択した期間で判断しています。

- ① インボイス制度対応の申告書(令和五年十月一日以後終了課税期間)
- ② 消費税10%適用の申告書(令和元年十月一日以後終了課税期間)
- ③ 消費税8%適用の申告書(平成二十六年四月一日以後終了課税期間)

80%仕入税額控除用の消費税区分は仕訳日付が2023年（令和5年）9月30日以前でも利用できますが、期末日が2023年10月以降のデータでご利用ください。仕訳日付が2023年9月30日以前であっても集計期間が2023年10月以降であれば①の消費税申告書が使用されるので適正に集計可能です。

2023年9月までの期間で集計すると②（又は③）の消費税申告書が使用されるので80%仕入税額控除用の消費税区分は集計できません。期末日が2023年9月以前のデータでは80%仕入税額控除用の消費税区分は使用しないでください。使用した場合は〔消費税>課税方式設定〕で以下のメッセージを表示して、消費税申告書の作成を強制的に終了する仕様になっております。



# 6. 80%仕入税額控除用の税区分の帳票印字

仕訳帳及び総勘定元帳を印刷した際に、ページ内に80%仕入税額控除用の税区分が存在すると、帳票の左下に注意書きを印字します。

仕 訳 帳

株式会社 ABC PAGE 30

2024年	借 方			貸 方			金 額	摘 要	
仕訳番号	コード	科目	税	コード	科目	税			
03/30 755	665	旅 費 交 通 費	511 10	101	親	金	810	18,450	出張費
03/31 756	101	親	金	810	111 001	当 座 預 金 東 日 本 銀 行	810	14,000	現金引き出し
03/31 757	674	消 耗 品 費	511 10	101	親	金	810	3,916	包封材料
03/31 758	665	旅 費 交 通 費	511 10	101	親	金	810	3,930	電車・バス代
03/31 759	335	預 り 金	810	111 001	当 座 預 金 東 日 本 銀 行	810	810	16,373	社会保険料
03/31 760	653	法 定 福 利 費	810	111 001	当 座 預 金 東 日 本 銀 行	810	810	16,874	社会保険料
03/31 761	111	当 座 預 金	810	401	売	上	110	271,652	小切手入金
03/31 775	683	地 代 家 賃	514 10	111 001	当 座 預 金 東 日 本 銀 行	810	810	7,282	支払地代
03/31 763	687	支 払 手 数 料	511 10	111 001	当 座 預 金 東 日 本 銀 行	810	810	2,553	手数料
03/31 764	152	売 掛 金	810	401	売	上	110	105,000	
03/31 765	999	そ の 他					110		
03/31 766	699	雑 費	511 10	322	未 払 金	810	810	21,000	
03/31 767	131	普 通 預 金	810	111 001	当 座 預 金 東 日 本 銀 行	810	810	300,000	銀行へ振替
03/31 768	303	買 掛 金	810	152 001	売 掛 金 山 田 商 店	810	810	200,000	
03/31 769	303	買 掛 金	810	152 002	売 掛 金 千 駄 ヶ 谷 商 事	810	810	400,000	
03/31 770	303	買 掛 金	810	152 003	売 掛 金 大 蔵 商 店	810	810	100,000	
03/31 771	162	商 品	810	152 999	売 掛 金 そ の 他	810	810	210,000	
03/31 772	684	減 価 償 却 費	810	498	期 末 商 品 製 品 備 前 高	810	810	726,534	
03/31 773	684	減 価 償 却 費	810	217	工 具 器 具 備 品	810	810	44,884	
03/31 774	684	減 価 償 却 費	810	214	車 両 運 搬 具	810	810	423,215	
03/31 774	497	期 首 商 品 製 品 備 前 高	810	162	商 品	810	810	513,548	

614, 616, 618, 664, 666, 668, 714, 716, 718, 764, 766, 768: 仕入税額30%控除(税区分)

514, 515, 516, 564, 565, 566, 714, 715, 716, 764, 765, 766: 仕入税額80%控除(総勘定)

# 7. 税込入力で80%仕入税額控除用の消費税区分を使用

80%仕入税額控除用の消費税区分（画面例は「514」）を使用して「税込入力」した場合、金額欄下段の消費税額は以下の計算結果をセットします。

**消費税額 = 税込入力金額 × 10/110 (又は8/108) × 80/100**

**標準10%**

税込入力金額 99,000円  
 消費税額 7,200円 (99,000円 × 10/110 × 80/100)

**軽減8%**

税込入力金額 54,000円  
 消費税 3,200円 (54,000円 × 8/108 × 80/100)

請求書		
(株)ABC御中		2023年10月31日
10月分	153,000円 (税込)	
日付	品名	金額
10/1	豚肉 ※	10,800円
10/2	玉子 ※	5,400円
10/3	包装紙	3,300円
⋮	⋮	⋮
合計		153,000円
10%対象		99,000円
8%対象		54,000円
※軽減税率対象品目		
XYZ商事(株)		

日付	借方科目	貸方科目	金額	摘要	付	控						
証憑	コード	名称	部門	税	コード	名称	部門	税	消費税	取引先	調	事
23/10/31	4523	仕入		514	3034	買掛金		810	99,000	10月分仕入		
				10					7,200	XYZ商事		
23/10/31	4523	仕入		514	3034	買掛金		810	54,000	10月分仕入		
				8*					3,200	XYZ商事		

## 8. 税抜入力で80%仕入税額控除用の消費税区分を使用

80%仕入税額控除用の消費税コード（画面例は「514」）を使用して「税抜入力」した場合、金額欄下段の消費税額は以下の計算結果をセットします。

金額欄上段には消費税額の20/100を加算した金額を入力してください

**消費税額** = 税抜入力金額 × 100/102 (又は100/101.6) × 10/100 (又は8/100) × 80/100

標準10%

税抜入力金額  
消費税額

91,800円 (90,000円 + 9,000円 × 20/100)

7,200円 (91,800円 × 100/102 × 10/100 × 80/100)

軽減8%

税抜入力金額  
消費税

50,800円 (50,000円 + 4,000円 × 20/100)

3,200円 (50,800円 × 100/101.6 × 8/100 × 80/100)

請求書		
(株)ABC御中		2023年10月31日
10月分	153,000円 (税込)	
日付	品名	金額
10/1	豚肉 ※	10,000円
10/2	玉子 ※	5,000円
10/3	包装紙	3,000円
⋮	⋮	⋮
合計		140,000円 消費税 13,000円
10%対象	90,000円	消費税 9,000円
8%対象	50,000円	消費税 4,000円
※軽減税率対象品目		
XYZ商事(株)		

日付	借方科目	貸方科目	金額	摘要	付	仕						
証憑	コード	名称	部門	税	コード	名称	部門	税	消費税	取引先	調	事
23/10/31	4523	仕入		514	3034	買掛金		810	91,800	10月分仕入		
				10				抜	7,200	XYZ商事		
23/10/31	4523	仕入		514	3034	買掛金		810	50,800	10月分仕入		
				8*				抜	3,200	XYZ商事		

# 9. 税外入力で80%仕入税額控除用の消費税区分を使用

80%仕入税額控除用の消費税コード（画面例は「514」「714」）を使用して「税外入力」する場合、  
 本体価格は消費税額の20/100を加算した金額を入力してください。  
 消費税額は80/100の金額を入力してください

標準10%

本体仕訳金額 91,800円 (90,000円 + 9,000円 × 20/100)

消費税仕訳金額 7,200円 (9,000円 × 80/100)

軽減8%

本体仕訳金額 50,800円 (50,000円 + 4,000円 × 20/100)

消費税仕訳金額 3,200円 (4,000円 × 80/100)

請求書		
(株)ABC御中		2023年10月31日
10月分 153,000円 (税込)		
日付	品名	金額
10/1	豚肉 ※	10,000円
10/2	玉子 ※	5,000円
10/3	包装紙	3,000円
⋮	⋮	⋮
合計 140,000円		消費税 13,000円
10%対象 90,000円		消費税 9,000円
8%対象 50,000円		消費税 4,000円

※軽減税率対象品目

XYZ商事(株)

日付	証憑	借方科目	借方科目	金額	金額	取引先	調	事	号				
	コード	名称	部門	税	コード	名称	部門	税	消費税				
23/10/31	4523	仕入		514	3034	買掛金		810	91,800	10月分仕入			
				10					-	XYZ商事(株)			
23/10/31	1805	仮払消費税		714	3034	買掛金		810	7,200	10月分仕入 消費税分			
				10					込	XYZ商事(株)			
23/10/31	4523	仕入		514	3034	買掛金		810	50,800	10月分仕入			
				8*					-	XYZ商事(株)			
23/10/31	1805	仮払消費税		714	3034	買掛金		810	3,200	10月分仕入 消費税分			
				8*					込	XYZ商事(株)			

# 10. 取引先辞書に消費税区分を登録

取引先辞書には仕訳が登録できます。

消費税区分の登録も可能なので、適格請求書発行事業者には従来の消費税区分「511」等、免税事業者など適格請求書発行事業者以外の取引先には「514」等を登録しておくことができます。但し、取引先辞書に登録した消費税区分を使用できるのは「取引先優先」で入力する場合のみとなります。

取引先辞書登録

分類: え  
コード/読み: ekkus  
名称: XYZ商事  
摘要名称: 月分仕入(軽減8%分)

軽減税率を使用する  
 旧税率を使用する 8% 振込手数料: 0 円 科目設定  
 入力時に編集する

カーソル位置:  名称の先頭  名称の末尾  全選択  
摘要のカーソル位置:  名称の先頭  名称の末尾  全選択

仕訳:  
借方科目: 4523: 仕入 貸方科目: 3034: 買掛金  
借方補助: 貸方補助:  
借方部門: 貸方部門:  
借方消費税: 514: 課税売上対応80課税仕 貸方消費税: 810: 課税対象外・不課税

消費税区分を選択します。  
取引先に設定した仕訳は取引先優先入力時に使用されます。

OK キャンセル

ENTER]キーで次の項目に進みます。[F8]入力方法の切替。

仕入力 F5:訂正 F6:前行複写 F7:過去明細 F8:取引優先 F12:閉じる

入力方法はF8キー押下で一時的に変更できます。

(入力方法の初期値は [ファイル> 環境設定> 入力設定> 入力方法] で指定します。)

「F8 : 取引優先」の場合は日付入力後、取引先の選択になります。

取引先を選択すると、その取引先に登録された仕訳・摘要がセットされます。

# 11. 科目・補助科目に消費税区分を登録

消費税区分は科目単位、補助科目単位で登録できます。

「補助1 適格請求書発行事業者 511」「補助2 免税事業者等 514」と登録することや、  
「補助1 A社 511」「補助2 B社 511」「補助3 C社 514」・・・のように登録することも可能です。

科目設定

科目・補助設定 | 印刷設定 | 特定科目

補助:  全表示  全非表示

分類	科目名	コード	使
仕入高	仕入	4523	○
仕入高	仕入	4530	○
	繰り越は	0001	
	甲乙丙商事繰	0002	
	AtoZマート	0003	
仕入高		4547	—
仕入高		4554	—
仕入高		4561	—
仕入高		4578	—
仕入高		4585	—
仕入高		4592	—
仕入高		4602	—
仕入高		4619	—
仕入高		4626	—
仕入高		4633	—
仕入高	外注費	4956	○
仕入値引戻	仕入返品・値引	4918	○
仕入値引戻		4925	—

コード: 0003  
検索キー:   
補助科目名: AtoZマート

軽減税率を使用する

借方消費税: 514.課税売上対応80課税仕入  
貸方消費税: 514.課税売上対応80課税仕入

[ENTER]科目(補助科目)訂正 [F3]~[F7]先頭科目にジャンプ [F8]確認表印刷  
補助を使用する科目又は補助科目を選択して[F2]で補助科目を追加します。  
補助科目を選択して[削除]で補助を削除します。(但し、仕訳の入力に使用していない場合に限りです)

ESC:キャンセル F1:ヘルプ F2:補助追加 F3:資産 F4:負債 F5:売上 F6:製造原価 F7:販管費 F8:印刷 F12:閉じる

## 12. 仮払消費税と仮受消費税の計を表示

[仕訳入力] の「一括入力」「仕訳のコピー」と [振替入力] に、仮受／仮払消費税の10%及び軽8%の計の表示欄を設けました。また [仕訳入力] [仕訳帳] [総勘定元帳] で任意の仕訳を選択して右クリックから「合計金額 (S)」を選んだ場合に、仮受／仮払消費税の10%及び軽8%の計を表示するようになりました。

次頁でご説明する「積上方式」を選択する場合はインボイスに記載された通りに消費税額を入力（金額欄で「F6：税額変更」を押下）する必要があります。1税率で2仕訳以上の入力が必要な場合は本機能をご利用ください。

日付	証憑コード	借方科目	貸方科目	金額	摘要	付	燃
名称	部門	税	コード	名称	部門	税	消費税
23/10/13	4523	仕入	買掛金	43,200	11月分		
				込	2,560	△商事簿	
23/10/14	4523	仕入	買掛金	88,000	11月分		
				込	8,000	△商事簿	
23/10/14	4523	仕入	仕訳合計		月分		
					△商事簿		
23/10/14	4523	仕入			月分		
					△商事簿		
23/10/14	4523	仕入			月分		
					△商事簿		
23/10/31	4523	仕入			月分仕入		
					△商事簿		
23/10/31	1805	仮払消費税			月分仕入 消費税分		
					△商事簿		
23/10/31	4523	仕入			月分仕入		
					△商事簿		
23/10/31	1805	仮払消費税			月分仕入		
					△商事簿		
23/10/31	1018	現金	売上	1,111	本日現金売上		
				込	101		

右クリック

# 13. 「積上方式」と「割戻方式」の選択

[消費税> 課税方式設定> 計算方式設定] で、売上及び仕入の消費税計算方法を「割戻方式」「積上方式」のどちらで計算するかが選択できるようになりました。

「割戻方式」は税率ごとに区分した課税期間の税込の合計金額から消費税額を計算する方法です。こちらを選択する場合はインボイスに記載された消費税額とは関係なく、税込み金額から消費税額を計算します。

「積上方式」は適格請求書に記載された消費税を積上げて計算する方法です。こちらを選択する場合は前頁の仮受/仮払消費税の10%及び軽8%の計を表示する機能を利用してインボイスの通りに消費税額を入力してください。

「割戻方式」「積上方式」の選択は日付が2023/10/01以降の仕訳に適用されます。2023/09/30以前の仕訳は従来通り「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用：適用する」の場合を除き、売上・仕入ともに「割戻方式」で計算します。

課税方式設定

計算方式設定 | 納税者・税務署処理欄 | 付記事項・参考事項 | 金融機関・税理士

基本設定

集計選択: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

自: 令和 5 年 1 月 1 日

至: 令和 5 年 12 月 31 日

課税区分:  原則課税  簡易課税

売上計算方式:  割戻方式  積上方式

仕入計算方式:  割戻方式  積上方式

申告区分

確定  中間

課税期間の短縮特例の適用

適用しない  適用する

基準期間の課税売上高: 「

選択できる組み合わせは以下3パターンです。

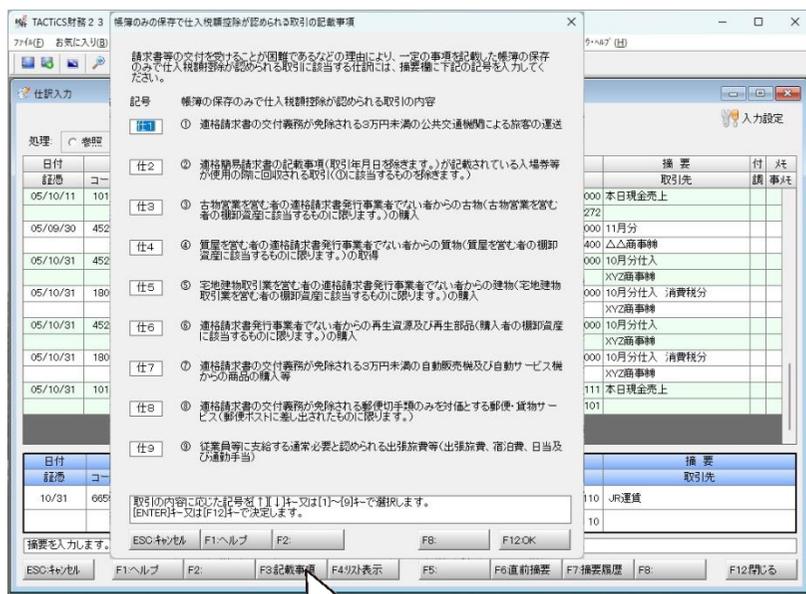
- 売上割戻×仕入積上
- 売上割戻×仕入割戻
- 売上積上×仕入積上

# 14. 帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引

インボイス制度は適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする制度ですが、以下9つのケースにおいては一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます

該当の取引を入力する場合は「摘要」欄で「F3：記載事項」を押下し、どの取引に該当するかを選択すると、摘要欄の末尾に記号がセットされます。

この①～⑨は【仕訳帳】【総勘定元帳】【仕訳モニター】の「メニュー>記載事項」より確認できます。また【一括印刷】より印刷することも可能です。



摘要欄で「F3：記載事項」クリック

## 一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストにより差し出されたものに限ります。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

# 15. 免税事業者から課税事業者となったケースへの対応

免税事業者が適格請求書発行事業者になった際の、2割特例の計算に対応しました。また、免税事業者が適格請求書発行事業者になった際の、免税期間の売上金額の登録欄を用意しました。いずれも「消費税＞課税方式設定＞付記事項・参考事項」に項目追加しています。

尚、免税事業者が会計期間の途中で課税事業者になった場合、免税事業者期間の仕訳は消費税区分「810：課税対象外」で入力されている必要があります。詳細は2023/09/01付のFAQをご覧ください。

課税方式設定

計算方式設定 | 納税者・税務署処理欄 | **付記事項・参考事項** | 金融機関・税理士

<b>付記事項</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 割賦基準の適用</li><li><input type="checkbox"/> 延払基準等の適用</li><li><input type="checkbox"/> 工事進行基準の適用</li><li><input type="checkbox"/> 現金主義会計の適用</li></ul>	<b>改正法附則による税額の特例計算</b> <ul style="list-style-type: none"><li>売上税額の計算特例<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 軽減売上割合(10営業日)</li><li><input type="checkbox"/> 小売等軽減仕入割合</li></ul></li></ul>
<b>参考事項</b> <p>課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用:</p> <p><input checked="" type="radio"/> 適用しない   <input type="radio"/> 適用する</p>	<b>税額控除に係る経過措置の適用 (2割特例)</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 2割特例の適用</li></ul>
	<b>免税事業者である期間の売上金額</b> <p>売上金額: <input type="text" value="0"/></p>

原則課税の場合は課税売上高（税抜）に「免税事業者である期間の売上金額」を加算して課税売上5億円超を判定します。

簡易課税の場合は課税売上高（税抜）に「免税事業者である期間の売上金額」を加算した金額を「この課税期間の課税売上高⑤」にセットします。但し、「2割特例の適用」にチェックした場合は⑤の印字は行いません。